

第九編 十餘年間の試験問題集

- 一、脊髓麻痺と脚氣麻痺との區別 (八年三月山口)
- 一、慢性肩胛關節ロイマチスの症候を記せ (八年三月山口)
- 一、腕關節ロイマチスの灸治法 (十三年十月青森)
- 一、腰筋ロイマチスの原因、症候、並に刺鍼點と奏效理由如何 (八年四月富山)
- 一、三角筋ロイマチスの灸法如何 (昭和二年十月)
- 一、腰筋ロイマチスの原因、症候灸治法を記せ (九年十月兵庫)
- 一、三角筋ロイマチスに對する採穴を求む (九年四月福井、十二年四月福井、十五年春當山)
- 一、急性關節ロイマチスに對する處置如何 (九年十月岐阜)
- 一、胃擴張の原因、症候如何 (八年三月福岡、昭和二年春福井縣)
- 一、急性胃カタールの原因、症候、鍼治法如何 (八年四月熊本、九年十月鹿児島)
- 一、胃アトニー症の原因、症候如何 (九年十一月福井)
- 一、膀胱カタール末期の症候及び治療如何 (九年十月京都)
- 一、消渴とは何ぞ其灸治法 (十年五月大阪)
- 一、脳充血、脳貧血の處置如何 (七年九月北海道) 脳充血の灸治法 (昭和二年十一月廣島縣)
- 一、卒中の原因、症候の大略を述べよ (七年十月和歌山)
- 一、尿道カタールの原因、症候を記せ (七年十月和歌山)
- 一、肋間神經痛の原因、症候、鑑別法、灸治法及び奏效理由如何 (八年四月富山)
- 一、肺腸筋痙攣及び萎縮の原因、症候と鍼灸治穴名を述べよ (八年十月京都)
- 一、肺腸筋痙攣の原因及び治療法如何 (九年十一月福井)
- 一、撓骨神經麻痺の症候、原因治療法 (九年四月京都)
- 一、子宮内膜炎の急性と慢性との區別及び其灸治法如何 (九年四月京都)
- 一、尺骨神經麻痺の症候鑑別及び鍼治法 (八年十月富山)
- 一、慢性的腸カタールの原因、症候、鍼治法如何 (九年十月兵庫)
- 一、肘關節ロイマチスの原因、治療法如何 (九年十一月福井)
- 一、疳蟲とは何ぞ其治療法 (昭和三年四月滋賀實地)

一、俗に小兒の疳又は蟲と稱するは如何なる疾病か之に對する鍼治法如何 (八年十月三重)

一、脚氣銹心症に對して醫師の來るまでの處置如何 (七年九月北海道)

一、下肢の運動障害は如何なる場合に來るや其主例を五つあげて鍼術の適否を詳記せよ (九年十二月大阪)

一、患者あり、俄然左側の前額部、上眼瞼及び眼球に劇痛を覺へ、顏面は初めは蒼白なりしも後潮紅し頬々瞬目し且つ流涙し苦腦に堪へざる状を呈するも患部に腫脹發赤創口もなく既往に於て之と同様の疾病を経過せることありと云ふ之に對する刺鍼點灸の法如何 (七年九月廣島)

一、腹水の原因を記せ (昭和三年四月福井)

一、腹水とは如何なるものか之に對する刺鍼の目的部位如何 (九年十月京都)

一、水腫とは何ぞ且つ灸の對症療法如何 (九年五月島根)

一、官能的疾患、器質的疾患とは何か、之に對する鍼治の適否を記せ (九年四月大阪)

一、陰囊腫大の類別及び副睾丸炎の鍼治法如何 (九年四月大阪)

一、足跗關節ロイマチスに對する灸治法如何 (九年四月大阪)

一、慢性腎臓炎に對し施灸の部位と目的を記せ (大正十五年十月二十日奈良縣)

一、消化不良の施灸點 (大正十五年十月十日靜岡縣)

一、問診とは何ぞや、視診とは何ぞや (大正十五年十月愛知縣)

一、症候學とは何ぞや (病理學問題、辰井高等鍼灸學院卒業試験問題)

一、炎症とは何ぞや (大正十年春北海道)

一、神經痛とは何ぞや (辰井高等鍼灸學院卒業試験問題)

一、膀胱痙攣の原因、症狀、之が鍼によつて治癒するの理由 (辰井高等鍼灸學院卒業試験問題)

一、悪咀の原因、症狀、治療穴名並に鍼によつて奏效するの理由 (同)

一、三叉神經痛の原因、症狀、治療穴名並に鍼によつて奏效するの理由 (同)

一、肘關節炎の原因、症狀、主治穴名並に之が灸によつて治癒するの理由 (同)

一、乳兒脚氣の原因、症狀、鍼治法 (同前)

一、急性腦膜炎の原因、症狀、鍼治法 (同前)

一、疫病の原因症狀 (同前)

一、マラリアとは何ぞ、並に之に對する處置 (同前)

第九編 十餘年間の試験問題集

一、ハイネ・メジソン氏病の原因、症狀、鍼灸療法（辰井高等鍼灸學院問題）

一、肺結核の灸治法（十一年六月島根）

一、筋肉疲勞の原因及び回復法（昭和三年四月長野縣）

一、脳溢血の原因、症狀及び其半身不隨に對する鍼灸療法を問ふ（昭和三年四月滋賀縣）

一、炎症とは何ぞ、施術の可否其二三の例を記せ（昭和三年五月高知）

一、肩の凝りの原因と治療法（昭和三年六月三重）

附たり 総合試験問題一覽

奈良縣問題（昭和三年五月）

鍼術

一、頭神經叢の位置並に之より發する神經の名及び其の分佈を記せ。

一、横隔膜に就ひて詳記せよ。

一、人迎、天府、神門、解谿、大迎の部位並に其の部に存する血管、神經の名稱を記せ。

一、腹部刺鍼上注意すべき事項を記せ。

一、手指の消毒方法を述べよ。

一、鍼術業者に適當なる消毒藥品三種を挙げ其の性狀と調製方法並に應用を記せ。

灸術

一、坐骨神經の起始、經過、分歧並に其の分佈を

る理由を記せ。

一、各種の理學的消毒方法に就いて注意すべき點を挙げよ。

一、灸術業者として消毒智識を要する理由を述べよ。

（昭和三年五月）

滋賀縣問題

一、上肢に關する三つの大なる關節の名稱及其等を構成する骨の名稱を記せ。

一、胃の位置、形狀、作用、及之に分佈する神經血管を問ふ。

一、頭股筋の起始、停止、並に分佈する神經と動脈を問ふ。

（昭和三年五月）

一、正中神經の經過及作用を問ふ。

一、肝臟の位置、形狀及生理的作用を問ふ。

一、主なる消毒藥の種類及其調製法を記せ。

第九編 十餘年間の試験問題集

第九編 十餘年間の試験問題集

一、偏頭痛を性質に依り區別し各症に對する
灸治療法を示せ。

香川縣問題

(昭和三年五月)

一、頭蓋骨の名稱、個數及脳神經の名稱を問ふ
二、横隔膜の位置、形狀及其作用を問ふ。
三、(イ)消毒の意義を問ふ。
(ロ)業務上必要なる消毒藥の名稱及其の
用法を問ふ。
四、腋窩を通過する神經、血管、筋との關係を記
せ。

北海道の試験問題

(昭和三年六月)

一、人體に於ける血液循環に就き知る所を記
せ。
一、下肢を支配する脊髓神經の高さを問ふ。
一、氣管枝喘息の鍼治療法を問ふ。

岩手縣問題

(昭和三年五月)

第一問 上肢神經主幹の名稱及經路を記せ
(鍼灸共通)

第二問 胃及小腸内に於ける吸收作用に就
て説明せよ(鍼灸共通)

第三問 鍼治の目的(鍼術)
灸治の目的(灸術)

福井縣問題

(昭和三年六月)

一、肝臓の位置を明記せよ。
二、消化器の吸收作用を説明すべし。
三、化膿菌に就て知る所を記せ。

(九時より十二時迄)

長野縣問題

(昭和三年六月)

一、骨盤を構成する骨の名稱。
二、財窩を構成する筋の名稱及之を通過する

第九編 十餘年間の試験問題集

一、横隔膜の位置、形狀及機能

五、(イ)肘關節及膝關節周圍の穴名を記せ。
(ロ)左記の諸穴の位置、並に禁鍼、禁灸穴を
指摘せよ。

脊中、玉枕、魚際、膻中、伏兎
六、胃病に對する鍼療法如何。

七、腸疾患に對する療法如何。

一、刺鍼の禁忌部位を記せ。
一、鍼及び刺鍼部の消毒を記せ。

一、敗血症とは如何なる疾病なるや、その原因
及び症狀を問ふ。

四、鍼灸術の禁忌症。

五、坐骨神經の刺鍼點及灸點。

六、昇汞に就て知る所を記せ。

(参考マツサージ按摩)

一、上肢骨の名稱。

愛知縣問題

(昭和三年五月)

第一、大腿中央部の横断面を圖解せよ。

(但盲人には圖解なく説明のみにて可なり)

第二、所謂動脈の内容を解説せよ。

第三、化膿に就て知る所を記せ。

第四、鍼術刺戟の現象其原理を説明すべし。

第五、長胸神經麻痺に対する刺鍼點を解剖的に説明せよ。

(参考) 鍼術受験者五十一名學說に合格者十名。

第一、舌骨の位置形狀及各部の名稱を問ふ。

第二、淋巴系統の機能如何。

第三、灸術を行ふ者は如何なる場合に消毒の必要ありや。

第四、施灸後の血液變化及疾病との關係。

第五、督管神經に於ける孔穴の解剖的關係。

二、腹筋の名稱及其の作用。

三、外出血と内出血。

四、按摩術の禁忌症。

五、便秘に對する按摩術の療法。

六、酒精に就て知る所を記せ。

- (参考同縣マツサージ)
第一、所謂内分泌器とは何ぞや其の所在を問ふ。
第二、抗筋とは何ぞや。
一二の例證を擧げて之を説明すべし。
第三、左記の消毒薬の用法を問ふ。
(イ) クロール石灰。
(ロ) クレゾール石灰液。
第一、左記各部の位置を問ふ。
(イ) 歐氏管。 (ロ) 腎。 血。
(ハ) 前 鞘。 (ニ) 頸 部。
(ホ) 大網膜。 (ヘ) 肝 脏 體。
(ト) 小胸筋。
(チ) 膝調動脈。
(リ) 會陰。
(ヌ) 副腎。

第九編 十餘年間の試験問題集

第九編 十餘年間の試験問題集

第五、撓腕關節捻挫の原因と症候及療法を問一ふ。

富山縣問題

(昭和三年五月)

一、肝臓の機能を記せ。

二、上肢に於ける主なる神經及び脈管を擧げ其の走行を記せ。

三、胃痙攣の症狀及び刺鍼法。

備考、刺鍼法ある時は何處へ何番鍼にて如何なる手技を行ひ且刺鍼の時間の程度目的何寸刺入し直刺か斜刺か皮下刺か等を詳記せよ。特に試験委員より注意せり。

茨城縣問題

(昭和三年五月)

一、頭部を構成する骨筋脈管。

一一、消毒の順序及要式使用薬品。

一、半身不隨に對する刺鍼點の部位を一々解剖的に説明せよ。

一、慢性氣管枝加答兒の灸治點。

秋田縣問題

(昭和三年四月)

一、撓骨神經中最も刺鍼の強き部位を選び刺鍼せよ。

一、頭蓋を構成する骨の名稱。

一、肝臓の位置構造及機能。

一、脚氣の症狀及鍼灸術の治療を記せ。

廣島縣問題

(昭和三年五月)

一、坐骨神經の經過、枝別、並に之に關係せる筋を記せ。

一、石炭酸水と昇汞水との應用の差異を記せ

一、腸液の性狀並に其作用を記せ。

一、筋肉神經痛に對する鍼治療法並に注意すべき事項を記せ。

一次の部位及び各穴に分佈する神經を擧げ

第九編 十餘年間の試験問題集

四、坐骨神經痛の症狀及び點灸法。

五、腰骨神經麻痺の症狀及點灸法。

六、常習便祕の症狀及刺鍼法。

七、石炭酸の性狀及び應用。

八、消毒の必要なる理由。

九、膀胱麻痺の症狀及び刺鍼法。

十、慢性肩胛關節ロイマチスの症狀及び鍼灸法。

第九編 十餘年間の試験問題集

(昭和三年五月)

熊本縣問題

第一科 全科共通。

第一問 頭蓋骨に就て知る所を示せ。

第二問 消化とは如何なる作用なるや、並に消化器に属する器管の名稱を示せ

消化器に属する器管の名稱を示せ

高知縣問題

第一問 皮膚の構造並に生理作用

第二問 體溫の調節に就て簡単に述べよ

第三問 炎症とは何ぞ施術の可否其の二三の例を示せ。

第四問 膀胱腫瘍の原因症候及鍼治法を記せ。

第五問 アルコール消毒に純アルコールよりも稀アルコールが奏效確實なりと云ふ其の理由如何。

第二科 鍼灸共通。

第一問 側胸部の穴名及氣衝の解剖的部位

第二問 便祕に對する鍼灸の處置。

其の血管神經との關係。

(昭和三年五月)

第六問 鍼灸に消毒の必要な理由を説明せよ。

實地 腦溢血、三叉神經痛。

灸術

第一問 皮膚の構造並に生理作用

第二問 體溫の調節に就て簡単に述べよ

第三問 化膿は如何なる場合に起るや

第四問 風池、陽關、孔最の解剖的位置並に其の灸治の適應症を問ふ。

第三科 重慶問題

第一問 皮膚に消毒の必要な理由を説明せよ。

第二問 鍼灸に消毒の必要な理由を説明せよ。

第三問 坐骨神經痛に對する無血的伸展法及び其有效なる理由。

第四問 眼窩を構成せる骨の名稱。

第五問 皮膚的作用。

第六問 坐骨神經痛に對する無血的伸展法及び其有效なる理由。

第七問 頭部マッサージの目的。

第八問 五六問は鍼灸に同じ。

第四科 島根縣問題

第一問 顔面神經の起始及び經過(鍼灸共通)

第二問 皮膚の作用 (全)

第三問 胃の諸症中鍼治の禁忌症及び禁忌の理由。

第四問 睾丸炎の刺鍼點及び其有效なる理由。

第五問 消毒薬としての昇汞水(鍼灸共通)

第六問 左の消毒薬の製法 (全)

イ、二%クレゾール水 五百瓦

ロ、二十倍石炭酸水 八百瓦

(2) 煮沸消毒法

第五科 重慶問題

第一問 皮膚の知覺作用とは如何。

第二問 胃の消化作用。

第三問 胃の消化作用。

第四問 皮膚の消化作用。

第五問 皮膚の消化作用。

第六問 皮膚の消化作用。

第七問 皮膚の消化作用。

第八問 皮膚の消化作用。

第九問 皮膚の消化作用。

第十問 皮膚の消化作用。

第十一問 皮膚の消化作用。

第十二問 皮膚の消化作用。

第十三問 皮膚の消化作用。

第十四問 皮膚の消化作用。

第十五問 皮膚の消化作用。

第十六問 皮膚の消化作用。

第十七問 皮膚の消化作用。

第十八問 皮膚の消化作用。

第十九問 皮膚の消化作用。

第二十問 皮膚の消化作用。

第二十一問 皮膚の消化作用。

第二十二問 皮膚の消化作用。

第二十三問 皮膚の消化作用。

第二十四問 皮膚の消化作用。

第二十五問 皮膚の消化作用。

第二十六問 皮膚の消化作用。

第二十七問 皮膚の消化作用。

第二十八問 皮膚の消化作用。

第二十九問 皮膚の消化作用。

第三十問 皮膚の消化作用。

第三十一問 皮膚の消化作用。

第三十二問 皮膚の消化作用。

第三十三問 皮膚の消化作用。

第三十四問 皮膚の消化作用。

第三十五問 皮膚の消化作用。

第三十六問 皮膚の消化作用。

第三十七問 皮膚の消化作用。

第三十八問 皮膚の消化作用。

第三十九問 皮膚の消化作用。

第四十問 皮膚の消化作用。

- 一、鍼の大小に對する利害得失。
- 一、止血法として鍼の効ある理由。
- 一、化學的消毒の方法に就て知る所を記せ。
- 一、施鍼部より侵入し易き傳染病の名稱及び其豫防消毒方法。
- 一、坐骨神經に就て知る所を記せ。
- 一、艾灸と温灸との利害得失。
- 一、胃擴張に対する施灸點三穴以上を挙げ其解剖的部位を記せ。
- 一、昇汞水の消毒上の用途。

一、施術者に行ふ消毒方法。

(六月九、十日施行實地)

A 神經痛と神經炎との鑑別。

B 大腿の前側に於て一穴をえらび七分入れて下さい(三番乃至二番)雀啄術を行つて下さい。(實地)

C 手のこりの原因、治療法。

D 曲池、三里、陽池、をおさへて下さい(そして解剖的部位をきく)

第十編 參考編

法規及び關係法規

鍼灸術營業者取締規則

(明治四十四年八月
内務省令第二號)

- 第一條 鍼灸又は灸術營業を爲さんとする者は試験合格證書又は地方長官の指定したる學校若は講習所の卒業證書を添へ住所地の地方長官(東京府に於ては警視總監以下之に倣ふ)に願出て免許鑑札を受くべし
- 第二條 精神病者傳染性の疾患有る者又は素行不良と認むる者には免許鑑札を交付せざるものとす禁錮以上の刑に處せられたる者には免許鑑札を交付せざることあるべし
- 第三條 鍼術又は灸術の試験は地方長官之を舉行す試験科目は左の如し
- 一、人體の構造及主要器管の機能並筋と神經脈管の關係
 - 二、身體各部の刺鍼法及び灸點法並經穴及禁穴

三、消毒法大意

四、鍼術又は灸術の實地

第四條 四箇年以上鍼術又は灸術を修業したる者に非ざれば試験を受くることを得ず

第五條 鍼術を施さんとするときは鍼手指及手術の局部を消毒すべし

第六條 營業者は何等の方法を以てするを問はず流派名又は卒業したる學校講習所の名稱若しくは修業の證明を與へたる教師の氏名を除く外業務上其の技能施術方法又は經歷に關する廣告を爲すことを得ず

第七條 鍼術又は灸術營業者は瀉血切開其他外科手術を行ひ若是電氣烙鐵の類を用ひ又は薬品を投與し若是之が指示を爲すことを得ず

第八條 營業者其の住所地を他の道府縣に移したるときは十日以内に鑑札を添へ後の住所地の地方長官に届出べし

前項の場合に於て後の住所地の地方長官は其旨前の住所地の地方長官に通知すべし

第九條 營業者免許鑑札の毀損亡失したるときは其の事由を記し二十日以内に住所地の地方長官に再下附を願出べし

族籍氏名に變更を生じ又は生年月日の訂正を要するときは其の事由を記し二十日以内に鑑札を添へ地方長官に書換を願出べし

亡失したる免許鑑札を發見したるときは直に之を地方長官に提出すべし

第十條 營業者廢業したるときは二十日以内に免許鑑札を返納すべし若鑑札を返納すること能はざる事由あるときは其の事由を届出べし

營業者死亡し又は失踪の宣告を受けたるときは戸籍法に依る届出義務者より二十日以内に免許鑑札を返納すべし

第十一條 營業者第二條に該當し又は業務上犯罪若は不正の行爲ありたるときは住所地の地方長官は期日を定めて其の營業を停止し又は免許を取消し免許鑑札を返納せしむることあるべし

本條の取消處分を受けたる者と雖も疾病治癒し又は改悛の情顯著なるときは再免許鑑札を交付することを得

第十二條 免許鑑札を受けずして營業を爲し若しくは停止中營業を爲したる者は第六條第七條に違背したる者は五十圓以下の罰金に處す

第十三條 第八條第一項第九條又は第十條に違背したる者は科料に處す

附 則

本令は明治四十五年一月一日より之を施行す本令施行政廳に於て交付したる免許鑑札其の他の免許の證は本令に依り交付したる免許鑑札と看做す

所謂施行細則とは

著者曰 各府縣の取締施行細則は大同小異であるから大阪府の分を掲げて参考とする

大阪府鍼灸術營業取締規則施行細則

第一條 鍼灸術の免許鑑札を受けむとする者は族籍、住所、氏名、生年月日を具し資格證明書並戸籍謄本を添へ當廳に差出すべし

第二條 鍼灸術試験を受けむとする者は族籍、住所、氏名、生年月日を具し履歴書並修業に關する師の證明書を添へ當廳に願出べし

第三條 鍼灸術の試験は毎年二回舉行す試験の日時場所は之を告示す

第四條 試験は學說、實地に區別し學說試験に合格したる者に非ざれば實地試験を受くることを得ず

第五條 學說試験は筆答とす但し盲人に限り口頭試験を行ふ

第六條 試験に合格したる者は合格證書を附與す

第七條 鍼灸營業者鍼手指及手術の局部を消毒するときは左の薬品の一に依るべし

一、五十倍石炭酸水

二、五十倍「リゾール」溶液

三、百倍「フオルマリン」溶液

四、局方稀酒精

第八條 營業者就業中は常に鑑札を携帶すべし警察官吏の求めあるときは左の薬品の一に依るべきは之を提示すべし

第九條 鑑札は他人に貸與すべからず

第十編 參考編關係法規

第十條 營業者出張所を設けたるときは五日以内に所在地の警察官署に届出べし
第十一條 營業者住所を移したるときは鑑札を添へ五日以内に移轉地の警察官署に届出べし

第十二條 鍼術、灸術營業取締規則及本則に規定せる願届並鑑札の返納は所轄警察官署を經由すべし

第十三條 本則第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條に違背したる者は科料に處す

附 則

第十四條 本則は明治四十五年一月一日より施行す

柔道整復術の疑義

(参考の爲に)

内務省にては昨年十一月五日附を以て長野縣知事より照會ありたる「柔道整復術に關する疑義の件」に關し、去六月二十二日山田衛生局長より回答を發したるも、同様問題につき未だ各府縣より照會し來れる事にて此の際各府縣に一應通牒しづく必要

生じたるを以て去る卅一日附山田局長の名にて各府縣知事宛て通牒を發したるが其の全文別記の通りである

發第二七號 大正十三年十一月五日

内務省衛生局長宛 長野縣知事

柔道整復術に關する疑義の件照會

柔道整復術業者が電氣を應用するは禁止の規定なきに依り按摩術取締規則に抵觸せざる旨本年八月衛生醫第一〇四號を以て御通牒有之從而其の職業上レントゲンを使用するも何等差支無之義と被存候得共縣醫師會より伺出の次第も有之候に付否や御回示相成度此段及照會候也

醫第一四八一號 大正十四年七月卅一日

各廳府縣長官宛 内務省衛生局長

柔道整復術に關する件通牒

標記の件に關し長野縣の照會に對し別紙の通回答候條爲御參考及通牒候也

衛醫第一四八一號 大正十四年六月二十二日

長野縣知事宛 山田内務省衛生局長

柔道整復術に關する件回答

標記の件に關し十一月五日發第二七號を以て御照會の趣了承柔道整復術營業者が電氣を應用するも按摩營業取締規則には抵觸せざるもレントゲンを使用し診察治療を爲すが如きは柔道整復術の範圍を越え醫師法第十一條に該當するものご存候間相當御取締相成度

鍼灸科醫院の名稱差支へない

去六月鍼術並灸術及按摩營業者にして鍼灸療院又は按摩療院等の文字を用ひ標札或は旗類を掲げ居るものあり該營業者にして療院等の文字を使用するは穩當ならざるか、と山口縣知事より内務省衛生局長宛て意見を求めるに對し衛生局議の結果差支無之旨回答ありたるが今回同様なる同ひを宮城縣知事より内務省宛て寄せ來れるを以つて去月二十四日附を以て回答を發したり、其の照復の全文は別記の通りである

衛發第七六二六號 大正十四年七月八日

内務省衛生局長宛 宮城縣知事上田萬平

鍼術灸術營業取締に關する件照會

標記營業者にして鍼灸療院等の文字を用ひ標札を掲げ居るもの、取扱に關し山口縣知事の同に對し客月十九日付貴局衛醫第八三九號を以て差支無之旨回答したる趣通牒有之候所管内の同業者にして右に類似せる鍼灸科醫院の標札を掲げ居るもの有之本件も略同様に付差支なき様にも解せられ候も一面より考ふるときは恰も醫師の開業場所を表示せるものに紛はしきものにして本文を使用するは穩當ならずとも被認取締上聊か疑義相生じ候條至急何分の御意見承知致度此段及照會候也

衛醫第一〇四四號 大正十四年七月廿四日

宮城縣知事宛 内務省衛生局長

鍼術灸術取締に關する件回答

七月八日衛發第七六二六號を以て御照會に係る標記の件山口縣知事へ回答の通御取扱相成度候

灸術營業取締の疑義

京都府下に於て灸術免許を受けざる者にして灸術を行ふものあり、其の範圍につき疑義を生じ、内務省宛て照會せる「灸術營業取締に關する件」は去月七月六日回答と同時に各地方長官宛て通牒つうてを發したるが其の照覆さうふの全文左の通りである。

衛醫第八一六號 大正十五年七月八日

廳府縣長官宛 内務省衛生局長

灸術營業取締に關する件通牒

本件に付京都府知事に左記の通回答候條爲念通牒候也

左 記

衛第五五二二號 大正十五年六月十八日

内務省衛生局長宛

京都府知事

灸術營業取締に關する件照會

管下に於て灸術免許を受けずして左記の如き施術を爲すものあり、右は内務省令

に所謂灸術と認め取締るべきものなりや、尙又灸術に非らざるものと認むるときは本年四月十九日一四衛醫第一七八七號御回答に係る第二の行爲に付無免許者が之を爲すも何等法令に抵觸するものに非らずと存ぜられ候へ共、本件に關し大正十年十月廿八日衛醫第七八九號御回答文中の「法令の規定に抵觸せざる限り灸術營業者に於て該特許器を使用するは放任相成可然と存候」とあり、之に依れば灸術の免許を受けざるものが該特許器を使用する事は之を放任すべきに非らずと解し得るに就ては其取扱は何れに則り取締るべきものなりや聊か疑義相生じ候條至急何分の御回答相煩度此段及照會候也

灸術營業取締の疑義

島根縣にては「灸術營業取締に關し疑義」を生じ去る大正十五年十一月二日附なむ内務省衛生局長官宛て左の如き照會を寄せた

灸術營業取締に關する件照會

島根縣知事より内務省衛生局長宛

鍼灸術營業取締規則に所謂灸術に就いては大正十年六月十七日衛第六三八四號並本年六月十八日衛第五五二二號を以て京都府知事同出に對する御回答及大正十四年七月十七日衛第七三一三號を以て宮城縣知事同出に對する御回答の次第も有之候處灸術免許を受けずして左記の如き施術を爲す者有之其の施術方法に艾にあらざるものを使用する點は京都府同出のものと同一なるも直接火を點じたるものを使用する點に於て相違あり、而て宮城縣同出のものとは直接火を點じたるものを使用する點は同様なるも艾にあらざるものを使用する點に於て相違あり右各御回答の趣旨は艾を用ひざる斯の種施術は之に鍼省令に所謂灸術と認むべきものにあらずと解せられ從て是等の施術は之に鍼灸術營業取締規則を適用せられざるものと思料せらるゝも差掛り取締上聊か疑義相生候條至急御意見承知致度此段及照會候也。追て御参考の爲め器法藥草現品一個添付致置候。

記

一、被術者たる患部の上に着衣二枚位と紙を八重位に折りたるもの敷き其膚に與ふる行爲。

該照會に對し内務省衛生局にては各課長の意見を徵したる後、去十五日附山田衛生局長の名にて左の如く島根縣知事宛て回答を發したり。

灸術營業取締に關する件回答

内務省衛生局長より島根縣知事宛

十一年二月衛第五三四五號を以て御照會に係る標記の件は灸術とは認め難く此段及回答候。

柔道整復術業者の診斷書

柔道整復術業者の診斷書交付に關し警視總監より内務省宛て照會を發したるに對し、去る十一月十三日回答を發し越えて十七日各地方長官宛て左の如く通牒を發したり。

衛醫第一三九三號 大正十五年十一月十七日

各地方長官宛

内務省衛生局長

柔道整復術業者の診斷書交付に關する件通牒

本件に關し警視總監の照會に對し別紙の通り回答候條此段及通牒候

甲衛第三六三號の二大正十五年十月七日

内務省衛生局長宛

警視總監

柔道整復術業者の診斷書交付に關する件照會

柔道整復術業者にして診斷書を作成交付したる事實有之候處右は醫業の範圍に屬する行爲と被認候へ共聊か疑義相生じ候條左記各項に對し至急何分の御回報相煩度

記

- 一、柔道整復術業者は診斷を爲すことを得るや
- 二、柔道整復術業者に於て診斷を爲し得るこせば其の作成交付したる診斷書は醫師の交付する診斷書、死屍體検案書若くは產婆の交付する死産證書死胎檢案書と同様に取扱ふべきものなるや

衛醫第一三九三號 大正十五年十一月十三日

警視總監宛

内務省衛生局長

柔道整復術業者の診斷書交付に關する件回答

十月七日甲衛第三六三號の二を以て御照會に係る標記の件左の通及回答候

- 一、柔道整復術を行ふ者當然伴ふ場合の外診斷を爲す事を得ず
- 二、柔道整復術の施術に關する事項の證明を爲すは差支なきも診斷書を作成交付する事を得ず 以上

右は参考の爲に、こゝに採錄しておく

鍼灸營業の廣告に關する件

大正十五年大阪府知事照會

灸術營業者にして左記の如く技能療法と認むべき廣告をなすもの有之規則第六條に抵觸するものと被認候へ共聊か疑義相生じ候條貴局の御意見御回示相煩度候

記

○はり専門

- 一、小兒病科。一、神經痛科。一、婦人病科。一、リウマチス。
一、肺肋膜病科。

衛生局長回答（一月二十一日）

七月七日衛第五九七五號を以て御照會に係はる標記の件規則第六條に違反するものとは認められず此段及回答候

著者曰、其後に於て大審院の判決例に之正反対の判決例があるから注意を要す、廣告の原稿を一度所轄警察署に相談すれば安全である。

改 簡明鍼灸醫學（完）

昭和二年三月五日第一版印刷 昭和三年九月五日改訂増補第三版印刷
 昭和二年三月十日第一版發行 昭和三年九月十日改訂増補第三版發行
 昭和二年四月五日第二版印刷
 昭和二年四月十日再版發行

改補 簡明鍼灸醫學

灸試驗 問題 詳解

定 價 金六圓五十錢也

書留送料 金三十錢也

著作者 大阪市浪速區鷺町壹、五八

發行所 大阪市浪速區鷺町壹、五八

辰井高等鍼灸學院出版部

振替大阪三六七六壹番

有所者著權版	
製復許不	
	印檢者著

檢印無きものは發賣を許さず

關東大賣捌所
 關西大賣捌所
 東京市本郷區
 春木町三丁目
(電話小石川三五六六番)
 振替東京一四九番
 京都市上京區
 寺町通御池角
(電話本局二〇三〇番)
 振替大阪一一五〇五番
 南江堂書店
 南江堂支店

！ る限にむ讀を書本は學獨の學剖解灸鍼

辰井文隆先生著

圖解鍼灸醫學解剖學講義

改訂增補第五版 一定價實貴

本書は、新界の權威者、辰井文隆先生が十數年間一千數百名の子弟を訓育成功せしめられた體験と、實地臨床上の經驗に、新古内外の群書を参考して最も簡明にして、解り易くそして要を得ることを主として、各項殆ど圖を入れて説明を加へ、最近の學理と相俟つて、著述せられたものである。この書を翻けば如何なる初學者も、容易に解剖學が學べて、記憶するに簡便であると共に、殊に價の低廉なことは古今無比である、今日までこの解剖學書と比較してみると、どんなに廉いかすぐわかる。

大澤岳太郎氏外五氏著
森石今二村領太郎氏著
田喜直氏著
川喜次氏著

新近世用解剖學系統解剖學上卷
三一三二三三卷
でででででででで

貳拾貳拾參圓五拾圓圖
拾圖圓圖

右の書物は普通醫家用として著作せられたものであるが、本書は純眞の鍼灸解剖學であつて、筋や臟器の罹やすい病や、治療に就ての鍼灸點までも、明らかにして、總振假名を付けた、斯界未曾有の珍書である、今や一大増補して第一版に較べると別著の觀がある見本は實費四錢

大坂市浪速区同市同區助助町速一
區鷹町一丁目五番八
振替大阪三六七六一番八

辰井高等鍼灸學院出版部

所 挪 賣 大

—(2)—

—(3)—

辰井文隆先生著 経穴學の獨學は本書に限る

辰井文隆先生著

圖解 簡明 経穴學講義

鮮明印刷 改訂増補第五版

並製賞費 貳圓五十錢
(線クロース上製金文字入二圓九十錢也)

一冊で鍼灸医学の全科を含む

鍼灸學の獨學は本書に

辰井文隆先生著（好評改訂版出來）

簡明鍼灸醫學

一名 最近鍼灸醫學
十ヶ年試驗問題 詳解

歐文金文
菊版上製真質
八百五十頁

本書は著者の過去十幾年間の學究生活の結實である。解剖、生理、衛生（消化）、經穴學、鍼灸病理學（内科、兒科、婦人科、眼科、齒科の一部）診斷學及關係法、灸全科を一巻に纏めた書籍で、記述明快、論理克く透徹し快刀亂麻を斷つの慨がある。各府縣の實際の全問題を網羅して深遠且つ親切なる解釋は先人未到の境を展く。鍼灸生は必讀の良書である。本書を讀めばどんな六ヶ敷検定試験でも合格する事を保證が出來る。本書は改版につぐに改版を以し、初版に比ふれば全く別著の趣。

内 容 目 次 の 一 部

第一篇 解剖學	第四篇 鍼灸科醫學	第七篇 鍼灸外學
第一章 筋肉神經脈管	（鍼灸醫學）	（內科學）
筋肉の問題	鍼灸の作用を問ふ	傳導學
背部諸筋の名稱並に血	鍼灸の目的を記せ	小兒科學
管神經の關係	鍼灸の効果を述べよ	眼科學
下腿の血管を問ふ	（灸科醫學）	內科學
正中神經と筋肉及脈管	灸の效用	婦人科學
との關係	灸の奏效する理由	外學
其他數十項	其他數百項	其他學
第二章 組織學	第五篇 經穴學問題	第七篇 鍼灸外學
細胞とは何ぞや	（胃の六穴とは何か）	（傳導學）
組織とは何ぞや	其他數十項	（小兒科學）
其他數十項	（眼科學）	（婦人科學）
第三章 系統解剖學	第六篇 鍼灸醫學	（外學）
器官とは何ぞや	（灸科醫學）	（傳導學）
骨膜とは何ぞや	（灸的醫學）	（小兒科學）
其生器とは何ぞや	（病理診斷）	（婦人科學）
其他數十項	（傳導學）	（外學）
内臟學	第七篇 鍼灸外學	（傳導學）
小腸の組織、神經、血管	（傳導學）	（小兒科學）
其生器とは何ぞや	（傳導學）	（婦人科學）
其他數十項	（傳導學）	（外學）
下腿屈筋の名稱を記せ	（傳導學）	（傳導學）
第三篇 衛生學	（傳導學）	（傳導學）
消毒の目的を問ふ	（傳導學）	（傳導學）
（消毒學）	（傳導學）	（傳導學）
（ユーリル、ブリングル）	（傳導學）	（傳導學）
氏消毒法	（傳導學）	（傳導學）
其他數十項	（傳導學）	（傳導學）

見本進呈

發行所

診療部 大阪市浪速區鷗町一

同

勘助

辰井

學長 辰井文隆

著

高級鍼灸學教

診療部 大阪浪速區鷗町一

學術部 同 勘助町一

辰井高

辰井高等鍼灸學院長 辰井文隆 講述 自宅獨學者の福音

鍼灸速成講義錄

見本
實費

辰井高等鍼灸學院

謹啓大阪三六七

診療部 大阪浪速區鷗町一

學術部 同 勘助町一



終

